## ○田原市総合計画審議会条例

昭和59年9月14日 条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、田原市総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

第2条 市長の諮問に応じ、市の総合計画に関し必要な調査及び審議を行わせるため、田原市総合計画 審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

(設置)

- 第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。
  - (1) 教育委員会の委員
  - (2) 農業委員会の委員
  - (3) 公共的団体等の役員及び職員
  - (4) 学識経験を有する者

(会長)

- 第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
- <u>3</u> 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員が、その職務を代理する。

(顧問及び参与)

- 第5条 審議会に顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、市長が審議会に諮って委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、会議に出席し、意見を述べることができる。

(委員)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 (庶務)
- 第8条 審議会の庶務は、市長の定める機関において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(田原町建設審議会条例の廃止)

2 田原町建設審議会条例(昭和36年田原町条例第30号)は、廃止する。

附 則(平成17年9月22日条例第51号)

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(令和4年6月27日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、田原市総合計画審議会条例(昭和59年田原町条例第26号)第9条の規定に基づき、 田原市総合計画審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の互選)

- 第2条 会長の互選は、単記無記名の投票で行い、有効投票の最多数を得た者を当選人とする。この場合において、得票数の同じ者が2人以上あるときは、くじによって当選人を定める。
- 2 前項の規定にかかわらず、委員中に異議のないときは、会長の互選につき指名推薦の方法を用いることができる。

(会長及び委員の退職)

- 第3条 会長が退職しようとするときは、審議会の承認を得なければならない。
- 2 委員が退職しようとするときは、会長を経てその旨を市長に申し出なければならない。 (審議会の招集等)

第4条 会長は、審議会を招集する場合は、その旨を市長に報告しなければならない。

(欠席の申出)

第5条 委員は、審議会に出席できない事情があるときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

(会議の議長)

- 第6条 審議会の議長は、会長をもって充てる。
- 2 議長は、委員として議決に加わることができない。

(市職員の出席)

第7条 市長その他関係のある市の職員は、審議会に出席して発言することができる。

(審議会の庶務)

第8条 審議会の庶務は、政策推進部政策推進課において処理する。

(会議録)

- 第9条 審議会は、会議録を備えて置かなければならない。
- 2 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
  - (1) 開会及び閉会に関する事項
  - (2) 委員等の出席及び欠席の状況
  - (3) 会議に付した事件
  - (4) 議事の経過の要点
  - (5) その他議長において必要と認めた事項 附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(田原町建設審議会運営規程の廃止)

2 田原町建設審議会運営規程(昭和37年田原町訓令第2号)は、廃止する。

附 則(平成15年8月20日訓令第11号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月31日訓令第4号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。